

添付書類 A

1. 代理人としての Apple

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、Apple Canada, Inc. (以下「Apple Canada」といいます) を指名するものとします。

カナダ

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、Apple Pty Limited (以下「APL」といいます) を指名するものとします。

オーストラリア
ニュージーランド

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法 2295 条以下に従い、Apple Inc. を指名するものとします。

米国

デベロッパは、App Store Connect サイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、カリフォルニア州民法 2295 条以下に従い、Apple Services LATAM LLC を指名するものとします。

アルゼンチン*	ケイマン諸島	グアテマラ*	セントルシア
アンギラ	チリ*	ホンジュラス*	セントビンセントおよび
アンチグア・バーブーダ	コロンビア*	ジャマイカ	グレナディーン諸島
バハマ	コスタリカ*	メキシコ*	スリナム
バルバドス	ドミニカ	モントセラト	トリニダード・トバゴ
ベリーズ	ドミニカ共和国*	ニカラグア*	タークス・カイコス諸島
バミューダ諸島	エクアドル*	パナマ*	ウルグアイ
ボリビア*	エルサルバドル*	パラグアイ*	ベネズエラ*
ブラジル*	グレナダ	ペルー*	
イギリスヴァージン諸島	ガイアナ	セントクリストファー・ネイビス	

*カスタムアプリケーションは、これらの地域でのみ利用できます。

デベロッパは、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードの代理人として、日本国民法第 643 条に従い、iTunes 株式会社を指名するものとします。

日本

2. コミッショネアとしての Apple

デベロッパは、App Store Connect サイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのコミッショネアとして、Apple Distribution International Ltd. を指名するものとします。本契約において「コミッショネア」とは、多くの大陸法体系において一般的に認識されているとおり、自己のために行為すると称し、かつ自己の名において契約を締結するものの、他者を代理して行為する者を意味します。

アフガニスタン	フランス*	マケドニア	セルビア
アルバニア	ガボン	マダガスカル	セイシェル
アルジェリア	ガンビア	マラウイ	シエラレオネ
アンゴラ	ジョージア	マレーシア*	シンガポール*
アルメニア	ドイツ*	マリ	スロバキア*
オーストリア	ガーナ	マルタ共和国*	スロベニア*
アゼルバイジャン	ギリシャ*	モーリタニア	南アフリカ
バーレーン*	ギニアビサウ	モーリシャス	スペイン*
ベラルーシ	香港*	モルドバ	スワジランド
ベルギー*	ハンガリー	モンテネグロ	スウェーデン*
ベナン	アイスランド*	モロッコ	スイス*
ボスニア・ヘルツェゴビナ	インド	モザンビーク	台湾*
ボツワナ	インドネシア	ナミビア	タジキスタン
ブルガリア*	イラク	オランダ*	タンザニア
ブルキナファソ	アイルランド*	ニジェール	タイ*
カメルーン	イスラエル*	ナイジェリア	チュニジア
カーボベルデ	イタリア*	ノルウェー*	トルコ*
チャド	ヨルダン	オマーン	トルクメニスタン
中国*	カザフスタン	パキスタン	アラブ首長国連邦*
コンゴ民主共和国	ケニア	フィリピン*	ウガンダ
コンゴ共和国	コンゴ	ポーランド	ウクライナ*
コートジボワール	クウェート	ポルトガル	英国*
クロアチア	キルギスタン	カタール*	ウズベキスタン
キプロス*	ラトビア*	ルーマニア*	ベトナム*
チェコ共和国	レバノン	ロシア*	イエメン
デンマーク*	リベリア	ルワンダ	ザンビア
エジプト*	リビア	サントメ・プリンシペ	ジンバブエ
エストニア*	リトアニア*	サウジアラビア*	
フィンランド*	ルクセンブルク*	セネガル	

デベロッパは、App Store Connect サイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域におけるマーケティングおよび以下の地域に所在するエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのコミッションアとして、Apple Services Pte. Ltd.を指名するものとします。

ブータン	モルディブ	パラオ	パプアニューギニア
ブルネイ	ミクロネシア連邦	スリランカ	ソロモン諸島
カンボジア	モンゴル	韓国*	トンガ
ラオス	ミャンマー	フィジー	バヌアツ
マカオ	ネパール	ナウル	

*カスタムアプリケーションは、これらの地域でのみ利用できます。

添付書類 B

1. Apple は、税の適用がある場合、App Store Connect サイトを通じて随時アップデートされる、以下の地域に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売について、別紙 2 の第 3.2 条に記載されている税金を徴収し、また以下の国に所在するカスタム App の配信の顧客へのカスタムアプリケーションの販売について、別紙 3 の第 3.2 条に記載されている税金を徴収し、管轄の税務当局に納付するものとします。

アルバニア	チェコ共和国	ラオス	スロバキア
アルメニア	デンマーク	ラトビア	スロベニア
オーストラリア	エジプト	リトアニア	南アフリカ
オーストリア	エストニア	ルクセンブルク	スペイン
アゼルバイジャン	フィンランド	マレーシア	スリナム
バハマ	フランス	マルタ共和国	スウェーデン
バーレーン	ジョージア	メキシコ****	スイス
バルバドス	ドイツ	モルドバ	台湾
ベラルーシ	ガーナ	ネパール**	タジキスタン**
ベルギー	ギリシャ	オランダ	タンザニア
ベナン	ハンガリー	ニュージーランド	タイ**
ボスニア・ヘルツェゴビナ	アイスランド	ナイジェリア	トルコ
ブルガリア	インド	ノルウェー	ウクライナ
カナダ	インドネシア**	オマーン	アラブ首長国連邦
カンボジア**	アイルランド	ペルー	ウガンダ
カメルーン	イタリア	ポーランド	英国
チリ	コートジボワール	ポルトガル	米国
中国*	日本***	ルーマニア	ウルグアイ†
コロンビア	カザフスタン**	ロシア***	ウズベキスタン**
クロアチア	ケニア	サウジアラビア	ベトナム
キプロス	韓国**	セルビア	ザンビア
	コソボ	セネガル	ジンバブエ
	キルギスタン**	シンガポール**	

*中国政府からの要求に応じて徴収される特定の税金を除き、Apple は中国において追加の税金または賦課金を徴収または納付しないものとします。デベロッパは、現地の法律で義務付けられる税金の徴収および納付に単独で責任を負うものとするを理解し、これに同意するものとします。

**非居住者のデベロッパにのみ適用されます。Apple が現地のデベロッパのために税金の徴収および納付を行うことはないものとし、当該デベロッパは、現地の法律で義務付けられる税金の徴収および納付について単独で責任を負うものとします。Apple は、現地のデベロッパから受け取る権利を有する手数料を決定する目的のみ、現地のデベロッパから税区分の選択のために提供される情報に基づいて VAT の額を見積もります。見積税額は、Apple の手数料の計算前に、エンドユーザーがライセンスアプリケーションについて支払うべき価格から差し引かれます。

***非居住者のデベロッパにのみ適用されます。Apple が現地のデベロッパのために税金の徴収および納付を行うことはないものとし、当該デベロッパは、現地の法律で義務付けられる税金の徴収および納付について単独で責任を負うものとします。

****メキシコにおいて VAT を目的として地方税務当局に登録されていないデベロッパにのみ適用されます。メキシコにおいて VAT を目的として地方税務当局に登録されているデベロッパに対しては、Apple は、現地の法律に従って、(i) 現地の企業および外国人居住者に課せられる VAT の合計額、ならびに (ii) 現地の個人に適用される VAT の額およびその他の VAT の額を徴収し、地方税務当局に対して納付するものとします。現地の法律で義務付けられている場合、当該 VAT の管轄の税務当局に対する納付については、デベロッパが責任を負うものとします。

†ウルグアイ政府の要求に応じて Apple が徴収する必要のある、デジタル取引に関する特定の税金を除き、Apple はウルグアイにおける追加的な税金または賦課金を徴収または納付しないものとします。デベロッパは、現地の法律で義務付けられている場合、自身の収益に課せられる税金の徴収および納付について、単独で責任を負うことを理解し、これに同意するものとします。

2. Apple は、本添付書類 B の第 1 条に列挙されていない地域に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションの販売について、別紙 2 の第 3.2 条に記載されている税金の徴収および納付を行わないものとし、また当該地域に所在するカスタム App の配信の顧客へのカスタムアプリケーションの販売について、別紙 3 の第 3.2 条に記載されている税金の徴収および納付を行わないものとします。デベロッパは、現地の法律で義務付けられている税金の徴収および納付について、単独で責任を負うものとします。

添付書類 C

1. オーストラリア

1.1 一般

- (a) 1999 年新税制(物品サービス税)法(以下、「GST 法」といいます)で定義されている用語は、本第 1 条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。
- (b) 本添付書類 C の本第 1 条は、本契約の解除後も有効に存続します。

1.2 オーストラリアにおけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがオーストラリアにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するために APL を指名している場合：

1.2.1 デベロッパは、1999 年新税制(物品サービス税)法(「GST 法」)に基づく GST の不払いまたは過少納付ならびにそれらに関する罰金または利息に対する国税庁長官(以下、「長官」といいます)からのあらゆる請求について、Apple を補償し、損害を被らせないものとします。加えて、デベロッパは、オーストラリアで GST の登録を怠ったとして長官により課されるいかなる罰金についても、Apple を補償し、損害を被らせないものとします。

1.2.2 物品サービス税(GST)

- (a) 一般
 - (i) 本添付書類 C の本第 1.2 条は、オーストラリアにおいて別紙 2 および別紙 3 に基づいて、代理人である APL を介してデベロッパがエンドユーザーに対して行う供給に適用されます。GST 法で定義されている用語は、本第 1.2 条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。
 - (ii) 明示的に別途定められている場合を除き、別紙 2 および別紙 3 に基づく支払い合計金額または支払い合計金額の算出に使用される金額はすべて GST を考慮せず決定されており、本第 1.2 条に基づき、支払うべき GST を考慮に入れて額を増やす必要があります。
 - (iii) 別紙 2 および別紙 3 に基づき供給者から受領者に行われる課税対象の供給が GST の対象となる場合、受領者は、金銭的な対価の提供と同時にかつ同じ方法で、供給者に GST を支払う必要があります。疑義を避けるために明記すると、これには、別紙 2 の第 3.4 条および別紙 3 の第 3.4 条に従って APL により手数料として差し引かれるすべての金銭的な対価を含みます。
 - (iv) 本条項に基づき GST を理由として APL が回収できる金額は、科料、罰金、利息、およびその他の徴収金を含むものとします。
 - (v) 本添付書類 C の本第 1 条は、本契約の解除後も有効に存続します。
- (b) オーストラリア居住デベロッパ

デベロッパがオーストラリアの居住者である場合：

 - (i) デベロッパがオーストラリア事業者番号(以下、「ABN」といいます)を有しており、かつ GST 登録済みであるか、または GST 登録の発効日が別紙 2 および別紙 3 の日付以前になるように GST の登録申請を長官に提出済みであることが、別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 の締結から 30 日以内に、

デベロッパの ABN および GST 登録の十分な証拠を (App Store Connect サイトを使用して、デベロッパの GST 登録証の写しまたは Australian Business Register からプリントアウトした証憑を Apple にアップロードすることにより) Apple に提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが有効な ABN を保持しなくなった場合、または GST 登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨を Apple に通知することを保証するものとします。

- (ii) デベロッパおよび APL は、GST 法の第 153-50 条における手続きを行うことに同意するものとします。さらに、デベロッパおよび APL は、代理人である APL を介してデベロッパが行うエンドユーザーへの課税対象の供給について、以下に同意するものとします。
 - (A) APL は、エンドユーザーに供給を行っているものとみなされます。
 - (B) デベロッパは、対応する別個の供給を APL に行っているものとみなされます。
 - (C) APL は、自己の名において、第 1.2.2 条 (b) (ii) 項 (A) に基づき行われる供給に関連するすべてのタックスインボイスおよび調整票をエンドユーザーに発行するものとします。
 - (D) デベロッパは、第 1.2.2 条 (b) (ii) 項 (A) に基づき行われる課税対象の供給に関連するいかなるタックスインボイスまたは調整票もエンドユーザーに発行しないものとします。
 - (E) APL は、別紙 2 および別紙 3 に基づきデベロッパが APL に行う課税対象の供給 (第 1.2.2 条 (b) (ii) 項 (B) に基づき行われる課税対象の供給を含みます) について受領者作成のタックスインボイスをデベロッパに発行するものとします。
 - (F) デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 に基づきデベロッパが APL に行う課税対象の供給 (第 1.2.2 条 (b) (ii) 項 (B) に基づき行われる課税対象の供給を含みます) についてタックスインボイスを APL に発行しないものとします。

(c) 非居住デベロッパ

デベロッパがオーストラリアの非居住者である場合：

- (i) デベロッパおよび APL は、オーストラリアにおいてデベロッパの代理人である APL を介してデベロッパがエンドユーザーに対して行うすべての供給を、APL を介して行う「国外からの無形資産の消費者に対する供給」(inbound intangible consumer supplies) (GST 法に定義) として取り扱うことに同意するものとします。
- (ii) APL は、自己の名において、デベロッパの代理人である APL を介してデベロッパが行う課税対象の供給に関連するすべてのタックスインボイスおよび調整票をエンドユーザーに発行するものとします。
- (iii) デベロッパは、デベロッパの代理人である APL を介してデベロッパが行う課税対象の供給に関連するいかなるタックスインボイスまたは調整票もエンドユーザーに発行しないものとします。

1.3 オーストラリアのデベロッパ – オーストラリア国外のエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがオーストラリアの居住者であり、オーストラリア国外におけるマーケティング、ならびにオーストラリア国外に所在するエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客によるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Apple をデベロッパの代理人またはコミショネアとして指名している場合、デベロッパがオーストラリア事業者番号 (「ABN」) を有しており、新税制である 1999 年物品サービス税法 (「GST 法」) に基づき GST に登録済みであることを保証することが、この契約の条件の 1 つとなります。デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 の締結から 30 日以内に、デベロッパの ABN および GST 登録の十分な証拠を (App Store Connect サイトを使用して、デベロッパの GST 登録証の写しまたは Australian Business Register からプリントアウトした証憑を Apple にアップロードすることにより) Apple に提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが有効な ABN を保持しなくなった場合、または GST 登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨を Apple に通知することを保証するものとします。

2. ブラジル

ブラジルにおけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがブラジルにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客に許可するために Apple Services LATAM LLC を指名している場合：

(A) 一般

2.1 デベロッパは、デベロッパが、(i) デベロッパを代理して Apple が行う、エンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのデベロッパのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布に関する間接税(物品サービス税を含むがこれに限定されません)の納税義務、(ii) ブラジル政府への間接税の納税申告書の提出および間接税の支払い(該当する場合)、ならびに、(iii) 単独で、またはデベロッパ自らの顧問税理士と協議の上で、間接税に関するデベロッパの納税者ステータスおよび納税義務を判断することについて、全責任を負うことを了解し、これに同意するものとします。

2.2 デベロッパは、Apple がブラジル国内の第三者、Apple の子会社、および／または第三者ベンダー(以下、「徴収団体」といいます)を利用して、エンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客からライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに関する金額を徴収し、その金額をブラジルから Apple に送金してデベロッパの収益をデベロッパに送金できるようにすることを許可し、これに同意し、認めるものとします。

2.3 エンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客がライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに対して支払った価格のブラジル国外への送金に源泉徴収税が適用される場合、徴収団体は、その源泉徴収税の全額を Apple のデベロッパへの未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額をデベロッパの名前でブラジルの所轄の税務当局に納付するものとします。徴収団体は、商業上現実的な努力を払って、個別の源泉徴収票を発行し、ブラジルの税法で定められているとおり、その源泉徴収票は Apple がデベロッパに提供するものとします。デベロッパは、該当する場合、外国税額控除を請求できるようにするためにデベロッパの居住地域の税務当局から求められているその他の文書の提供について全責任を負うものとします。

(B) 非居住デベロッパ

2.4 デベロッパがブラジルの居住者ではなく、デベロッパへの未払い金の総額のブラジル外への送金に源泉徴収税が適用される場合、デベロッパは、デベロッパの居住地域とブラジルとの間の適用される租税条約に基づく源泉徴収税の軽減税率を請求するために、デベロッパの居住地域の証明書またはそれに相当する文書を Apple に提供することができるものとします。徴収団体は、デベロッパの居住地域とブラジルとの間の適用される租税条約に定められている源泉徴収税の軽減税率(存在する場合)を適用するものとします。ただし、デベロッパが当該租税条約で求められている、またはその他 Apple にとって十分となる、デベロッパが源泉徴収税の当該軽減税率を受ける権利を有していることを立証するために十分な文書を Apple に提供した後に限ります。デベロッパは、Apple がデベロッパから提供される税法上の居住者証明書またはそれに相当する文書を承認および受諾した後にのみ、軽減税率が有効になることを認めるものとします。別紙 2 の第 3.3 条および別紙 3 の第 3.3 条の定めに関わらず、Apple が当該税務文書を受領および承認する前にデベロッパの資金がブラジル国外に送金される場合、徴収団体は租税条約によって軽減されていない源泉徴収税を全額徴収して所轄の税務当局に納付できるものとします。その場合、Apple は源泉徴収および納付された当該税金の金額をデベロッパに返金しません。

デベロッパは、こうした源泉徴収または類似する税金、ならびにそれに対する罰金および／または利息の過少納付(源泉徴収税の軽減税率の恩恵を受けるためのデベロッパの資格の取得または事実上の喪失に関する、デベロッパによる誤った請求または表明に起因する過少納付を含みますが、これに限定されません)に対する所轄の税務当局からのあらゆる請求について、Apple および徴収団体を補償し、損害を被らせないものとします。

(C) 居住デベロッパ

2.5 デベロッパがブラジルの居住者である場合、デベロッパはデベロッパのアカウントをデベロッパの個別のブラジル納税者番号(CNPJ または CPF のいずれか該当する方)で更新する必要があります。デベロッパは、デベロッパの個別のブラジル納税者番号を提

供しないことにより、デベロッパのブラジル納税者番号が提供されるまで、デベロッパのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションがブラジルの Store から削除される場合があることを認めるものとします。

3. カナダ

カナダにおけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがカナダの居住者である場合、デベロッパはデベロッパのアカウントにカナダの GST/HST 番号を追加する、またはアカウントの GST/HST 番号を更新する必要があります。また、デベロッパがケベック州の居住者である場合、デベロッパはデベロッパのアカウントにケベック州の QST 番号を追加する、またはアカウントの QST 番号を更新する必要があります。

デベロッパがカナダにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するために Apple Canada を指名している場合：

3.1 一般

デベロッパは、カナダにおいてデベロッパを代理して Apple Canada がエンドユーザーに行う供給および Apple Canada がデベロッパに行う供給に関連する、消費税法 (カナダ) (以下、「ETA」といいます) に基づき課される物品サービス税/統合売上税 (以下、「GST/HST」といいます)、ケベック州売上税 (以下、「QST」といいます)、または州小売売上税 (以下、「PST」といいます) の未支払い、未徴収、または未納付、ならびにそれらに関する罰金および/または利息に対する、カナダ歳入庁 (以下、「CRA」といいます)、ケベック州歳入庁 (以下、「MRQ」といいます)、および PST を課している州の税務当局からのあらゆる請求について、Apple を補償し、損害を被らせないものとします。

3.2 GST/HST

(a) 本添付書類 C の本第 3.2 条は、カナダにおいて代理人である Apple Canada を介してデベロッパが行うエンドユーザーへの供給に関して適用されます。ETA で定義されている用語は、本第 3.2 条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。Apple Canada は GST/HST のために登録済みであり、GST/HST 登録番号は R100236199 です。

(b) デベロッパがカナダの居住者であるか、または ETA に基づき GST/HST のための登録が求められているカナダの非居住者である場合、デベロッパが GST/HST のために登録済みであるか、または GST/HST のための登録の発効日が別紙 2 および別紙 3 の日付以前になるように GST/HST の登録申請を CRA に提出済みであることが、別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。デベロッパは、Apple Canada の要請に応じて、デベロッパの GST/HST 登録の十分な証拠 (例：デベロッパの CRA による確認書の写しまたは CRA Web サイトの GST/HST Registry からプリントアウトした証憑) を Apple Canada に提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが GST/HST のための登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨を Apple Canada に通知することを保証するものとします。

(c) デベロッパが GST/HST のために登録済みである場合、デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 を締結することにより、(i) ETA の第 177 条 (1.1) 項に従って選定を行うことで、Apple Canada がカナダにおいてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple Canada に GST/HST の徴収、会計処理、および納付をさせること、またフォーム GST506 (App Store Connect サイトで入手可能) に必要事項 (自らの有効な GST/HST 登録番号を含む) を記入し、署名した上で Apple Canada に返送済みであることに同意し、(ii) Apple は、デベロッパが Apple に支払うべき手数料に、デベロッパのカナダにおける住所に基づいて適用される、カナダの GST/HST および QST の額をデベロッパへの送金から差し引くことを認めるものとします。

(d) デベロッパが GST/HST のための登録をしていない場合、デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 を締結した上で、フォーム GST506 への必要事項の記入、署名、および Apple Canada への返送をしないことにより、(i) デベロッパが GST/HST のために登録していないことを証し、(ii) デベロッパがカナダの居住者ではなく、ETA の対象となる事業をカナダで行っていないことを証し、(iii) Apple Canada がカナダにおいてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple Canada が GST/HST を請求、徴収、および納付することを了解し、(iv) デベロッパが Apple

Canada に支払うべき手数料は GST/HST が免除されている (すなわち、GST/HST 税率が 0%である) ことを了解し、かつ (v) デベロッパが GST/HST のための登録を行っていないければならず、Apple Canada が請求した手数料が GST/HST の対象であったことが判明した場合、Apple Canada に課されるいかなる GST/HST、利息、および罰金についても、Apple を補償することに同意するものとします。

3.3 ケベック州売上税

ケベック州売上税に関する法令 (以下、「QSTA」といいます) で定義されている用語は、本添付書類 C の本第 3.3 条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。

(a) デベロッパがケベック州の居住者である場合、デベロッパが QST のために登録済みであるか、または QST 登録の発効日が別紙 2 および別紙 3 の日付以前になるように QST の登録申請を MRQ に提出済みであることが別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。デベロッパは、Apple Canada の要請に応じて、デベロッパの QST 登録の十分な証拠 (例: デベロッパの MRQ による確認書の写しまたは MRQ Web サイトの QST Registry からプリントアウトした証憑) を Apple Canada に提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが QST のための登録済みの事業者でなくなった場合に、その旨を Apple Canada に通知することを保証するものとします。

(b) デベロッパがケベック州の居住者である場合、デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 を締結することにより、(i) デベロッパが QST のために登録済みであることを証し、(ii) QSTA の第 41.0.1 条に従って選定を行うことで、Apple Canada がケベック州においてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple Canada に QST の徴収、会計処理および納付をさせること、またフォーム FP2506-V に必要事項 (自らの有効な QST 登録番号を含む) を記入し、署名した上で Apple Canada に返送済みであることに同意し、かつ (iii) Apple Canada がデベロッパを代理して行うケベック州外に所在するエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売については、当該エンドユーザーはケベック州の居住者ではなく、QST のための登録を行っておらず、当該販売は QST が免除されていることを前提として、Apple Canada は QST を請求、徴収、または納付しないことを了解するものとします。

(c) デベロッパがケベック州の居住者ではない場合、デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 を締結した上で、フォーム FP2506-V への必要事項の記入、署名および Apple Canada への返送をしないことにより、(i) デベロッパがケベック州の居住者でないことを証し、(ii) デベロッパがケベック州に恒久的施設を有していないことを証し、かつ (iii) Apple がケベック州においてデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple が QST を請求、徴収、および納付することを了解するものとします。

3.4 PST

本添付書類 C の本第 3.4 条は、PST を課税または導入している州において、代理人である Apple Canada を介してデベロッパが行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの供給に関して適用されます。デベロッパは、上記の州において Apple Canada がデベロッパを代理して行うエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売について、Apple Canada が適用される PST を請求、徴収、および納付できることを了解し、これに同意するものとします。

4. チリ

チリのデベロッパ - チリ国内または国外のエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがチリの居住者である場合、デベロッパが当該地域の VAT 納税者であることを保証し、デベロッパの VAT ステータスの証拠を提供しない限り、Apple は、チリの税法に従って、デベロッパが Apple に支払うべき手数料に VAT を適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。

5. 日本

(A) 日本のデベロッパ – 日本におけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが日本においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するために iTunes 株式会社を指名している場合：

5.1 デベロッパは、デベロッパが、(i) デベロッパを代理して iTunes 株式会社が行うエンドユーザーへのデベロッパのライセンスアプリケーションおよび／またはカスタムアプリケーションの配布に関する売上にかかる消費税の請求義務(存在する場合)、(ii) 日本政府への消費税申告書の提出および消費税の支払い(該当する場合)、ならびに、(iii) 単独で、またはデベロッパ自らの顧問税理士と協議の上で、消費税に関するデベロッパの納税者ステータスおよび納税義務を判断することについて、かつ自身の納税管理者を任命することについて、全責任を負うことを了解し、これに同意するものとします。

5.2 iTunes 株式会社が日本に居住するデベロッパに請求する手数料は、消費税を含むものとします。

(B) 日本のデベロッパ – 日本国外のエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパの主たる事務所または本店が日本に所在し、デベロッパが日本国外におけるマーケティング、日本国外に所在するエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客によるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Apple をデベロッパの代理人またはコミッションアとして指名している場合、デベロッパは、別紙 2 および別紙 3 に基づくデベロッパの代理人またはコミッションアとしての Apple のサービスに対する対価として Apple が受け取る手数料に対して支払われるべき日本の消費税について、リバースチャージ方式を採用するものとします。

6. 韓国

韓国のデベロッパ – 韓国におけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが韓国の居住者であり、韓国におけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple Distribution International Ltd. をデベロッパの代理人またはコミッションアとして指名している場合、デベロッパが韓国の事業者登録番号(以下、「BRN」といいます)または韓国国税庁への登録番号(以下、「韓国税金 ID」と総称します)を持っていることが別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。

デベロッパは、App Store Connect で求められた場合、デベロッパのアカウントについてデベロッパの個別の韓国税金 ID を更新する必要があります。デベロッパは、デベロッパの個別の韓国税金 ID を提供しないことにより、デベロッパの韓国税金 ID が提供されるまで、デベロッパのライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションが韓国の Store から削除されたり、別紙 2 の第 3.5 条および別紙 3 の第 3.5 条に基づくデベロッパの該当するライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションに対するデベロッパへの送金による支払いが行われなかったりする場合があることを認めるものとします。

デベロッパは、Apple の要請に応じて、デベロッパの韓国税金 ID の十分な証拠(例：事業登録証明書または韓国国税庁の Home Tax Web サイトからプリントアウトした証拠)を Apple に提供するものとします。デベロッパは、デベロッパが有効な韓国税金 ID を保持しなくなった場合に、その旨を Apple に通知することを保証するものとします。

適用法に基づく Apple の義務を遵守してデベロッパの韓国税金 ID を検証するため、Apple はサービスプロバイダを使って検証プロセスを実施します。そのためデベロッパの韓国税金 ID を、その目的のためにサービスプロバイダに送信します。Apple が収集した個人データは、<http://www.apple.com/legal/privacy/jp> で閲覧できる Apple のプライバシーポリシーに従って取り扱われます。

Apple は、韓国の税法に従って、デベロッパが Apple に支払うべき手数料に韓国の VAT を適用し、当該額を韓国の顧客への販売に対するデベロッパへの送金から差し引くものとします。

7. マレーシア

マレーシアの開発者 – マレーシア国内または国外のエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

開発者がマレーシアの居住者であり、添付書類 A に定める法域におけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple を開発者の代理人またはコミッショネアとして指名している場合、Apple は、マレーシアの税法に従って、開発者が Apple に支払うべき手数料にマレーシアのサービス税を適用し、当該額を開発者への送金から差し引くものとします。

8. メキシコ

メキシコの開発者 – メキシコ国内または国外のエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

開発者がメキシコの居住者である場合、Apple は、メキシコの税法に従って、開発者が Apple に支払うべき手数料に VAT を適用し、当該額を開発者への送金から差し引くものとします。Apple は、当該手数料に対応する請求書を発行するものとします。

また、Apple は、メキシコ国内または国外に所在するエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売に対する送金について、メキシコの税法に従って、個人に適用される源泉徴収所得税率を適用するものとします。Apple は、その源泉徴収所得税の全額を Apple の開発者への未払い金の総額から差し引き、源泉徴収した金額をメキシコの所轄の税務当局に納付するものとします。

開発者が登録済みで、メキシコの有効な税金 ID (R.F.C と呼ばれています) を有している場合、開発者は App Store Connect ツールを使用して開発者のメキシコ税金 ID 登録証の写しをアップロードすることにより、Apple に提供する必要があります。開発者は、開発者が有効な税金 ID を保持しなくなった場合に、その旨を Apple に通知することを保証するものとします。開発者が開発者のメキシコ税金 ID を示す証拠を Apple に提出しない場合、Apple は、メキシコの税法に従って、最も高い所得税率を適用するものとします。

9. ニュージーランド

9.1 一般

(a) 1985 年物品サービス税法 (以下、「1985 年 GST 法」といいます) で定義されている用語は、本添付書類 C の第 9 条で使用されている場合、本条においても同じ意味を有するものとします。

(b) 本添付書類 C の本第 9 条は、本契約の解除後も有効に存続します。

9.2 ニュージーランドにおけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

開発者がニュージーランドにおいてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客に許可するために APL を指名している場合：

9.2.1 一般

(a) 開発者は、1985 年 GST 法に基づく GST の不払いまたは過少納付およびそれらに関する罰金および／または利息に対する内国歳入庁からのあらゆる請求について、APL を補償し、損害を被らせないものとします。

(b) 本添付書類 C の第 9.2 条は、代理人である APL を介してデベロッパが行うニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客への供給に適用されます。

(c) デベロッパおよび Apple は、代理人である APL を介してデベロッパが行う、ニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客への供給に関して、APL が電子マーケットプレイスの運営者であり、GST の目的において 1985 年 GST 法の第 60 条(C)項に基づき当該供給の供給者として扱われることに同意するものとします。

9.2.2 居住デベロッパ

(a) デベロッパがニュージーランドの居住者である場合、デベロッパおよび APL は、代理人である APL を介してデベロッパが行うニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客へのサービスの供給が、GST の目的において 1985 年 GST 法の第 60 条(1C)項に基づき以下の 2 つの別個の供給として扱われることに同意するものとします。

(i) デベロッパから APL へのサービスの供給。および、

(ii) APL からニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客への当該サービスの供給。

(b) デベロッパおよび APL は、GST の目的において本添付書類 C の第 9.2.2 条(a) (i)に基づくデベロッパから APL へのサービスの供給が 1985 年 GST 法に基づく GST の対象でないことを認めるものとします。

9.2.3 非居住デベロッパ

(a) デベロッパがニュージーランドの居住者ではない場合、デベロッパおよび Apple は、代理人である APL を介してデベロッパが行うニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客へのサービスの供給が、GST の目的において 1985 年 GST 法の第 60 条(1B)項に基づき以下の 2 つの別個の供給として扱われることに同意するものとします。

(i) デベロッパから APL へのサービスの供給。および、

(ii) APL からニュージーランドの居住者であるエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客への当該サービスの供給。

(b) デベロッパおよび APL は、GST の目的において本添付書類 C の第 9.2.3 条(a) (i)に基づくデベロッパから APL へのサービスの供給が 1985 年 GST 法に基づく GST の対象でないことを認めるものとします。

9.2.4 APL は、本添付書類 C の第 9 条に基づいて行われた供給に関連する必要な文書を、APL 自身の名前でエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客に発行するものとします。

9.2.5 デベロッパは、本添付書類 C の第 9.2 条に基づいて行われた供給に関連する文書を、エンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客に発行しないものとします。

9.3 ニュージーランドのデベロッパ – ニュージーランド国外のエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがニュージーランドの居住者であり、ニュージーランド国外におけるマーケティング、ならびにニュージーランド国外に所在するエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客によるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのダウンロードのために、Apple をデベロッパの代理人またはコミッションアとして指名している場合、デベロッパおよび Apple は、代理人である Apple を介してデベロッパが行うニュージーランド国外の居住者であるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのサービスの供給が、GST の目的において 1985 年 GST 法の第 60 条(C)項および第 60 条(1C)項に基づき以下の 2 つの別個の供給として扱われることに同意するものとします。

(i) デベロッパから Apple へのサービスの供給。および、

- (ii) Apple からニュージーランド国外の居住者であるエンドユーザーまたはカスタム App の配信の顧客への当該サービスの供給。

デベロッパおよび Apple は、前記の (i) に基づくデベロッパから Apple へのサービスの供給とみなされる供給によって、Apple に 1985 年 GST 法に基づく GST コストが発生しないことを認めるものとします。

10. シンガポール

シンガポールのデベロッパ – シンガポール国内または国外のエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがシンガポールの居住者であり、添付書類 A に定める法域におけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple をデベロッパの代理人またはコミッショネアとして指名している場合、デベロッパがシンガポールの GST の登録を行っているかどうかの確認を Apple に伝えることが別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。デベロッパが GST のために登録済みである場合、デベロッパは、要請に応じて、デベロッパのシンガポール GST 登録番号を提供する必要があります。

デベロッパがシンガポールの GST の登録を行っていない場合、またはデベロッパのシンガポール GST 登録番号を Apple に提供していない場合、Apple は、シンガポールの税法に従って、デベロッパが Apple に支払うべき手数料にシンガポールの GST を適用し、当該額をデベロッパへの送金から差し引くものとします。

デベロッパがシンガポールの GST の登録を行っており、かつデベロッパのシンガポール GST 登録番号を Apple に提供している場合、Apple は、シンガポールの税法に従って、デベロッパが Apple に支払うべき手数料にシンガポールの GST を適用し、当該額をデベロッパがコミッショネアとして Apple Services Pte. Ltd. を指名している国および地域に拠点を置く顧客への販売に対するデベロッパへの送金から差し引くものとします。

11. 台湾

台湾におけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが台湾において所得税を申告しており、台湾におけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple Distribution International Ltd. をデベロッパの代理人またはコミッショネアとして指名している場合、デベロッパが台湾におけるデベロッパの統一事業者番号 (デベロッパが企業である場合) または台湾におけるデベロッパの個人識別カード番号 (デベロッパが個人である場合) (以下、「台湾税金 ID」と総称します) を Apple に提供することが別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。

12. タイ

タイのデベロッパ – タイにおけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパがタイの居住者であり、添付書類 A に定める法域におけるエンドユーザーおよびカスタム App の配信の顧客へのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布のために、Apple をデベロッパの代理人またはコミッショネアとして指名している場合、デベロッパがタイの VAT の登録を行っているかどうかの確認を Apple に伝えることが別紙 2 および別紙 3 の条件の 1 つとなります。デベロッパが VAT のために登録済みである場合、デベロッパは、要請に応じて、デベロッパのタイ VAT 登録番号を提供する必要があります。

デベロッパがタイの VAT の登録を行っていない場合、またはデベロッパのタイ VAT 登録番号を Apple に提供していない場合、Apple は、タイの税法に従って、デベロッパが Apple に支払うべき手数料にタイの VAT を適用し、当該額をタイの顧客への販売に対するデベロッパへの送金から差し引くものとします。

13. 米国

米国におけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが米国においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するために Apple Inc. を指名している場合：

13.1 デベロッパが米国連邦所得税上の米国の居住者ではない場合、デベロッパは、内国歳入庁のフォーム W-8BEN および／またはその他の必要な納税申告書に必要事項を記入し、App Store Connect サイトの指示に従って、記入済みのそうした申告書の写し、および適用される税法および規制の遵守に必要なその他すべての情報を Apple に提供するものとします。

13.2 Apple がその合理的な確信により、いずれかのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの販売または配布に関連して、Apple またはデベロッパが州または地方の売上税、使用税、または類似する取引税を支払わなければならない可能性がある場合、Apple は、当該税金を徴収し、所轄の税務当局に納付するものとします。そうした税金の負担またはそうした税金を徴収する責任がデベロッパに生じた場合、デベロッパは、Apple がデベロッパを代理して当該税金を徴収および納付することを許可するものとします。ただし、Apple がエンドユーザーから、当該税金を徴収しなかった場合または当該税金に対する払い戻しを受け取らなかった場合は、当該税金についてデベロッパが引き続き第一義的な責任を負うものとし、またデベロッパは、Apple が支払う必要があるが、別途回収することができない税金の支払いについて Apple に払い戻すものとします。

13.3 所得税、免許税、法人所得税、事業・職業税、またはデベロッパの所得に基づく類似する税金の納税義務をデベロッパが負っている場合、デベロッパは当該税金について全責任を負うものとします。

14. 添付書類 A 第 2 条に記載されている地域におけるエンドユーザー

添付書類 A 第 2 条に記載されている地域におけるエンドユーザーへのライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの配布

デベロッパが、添付書類 A 第 2 条に記載されている国においてライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションへのアクセスをエンドユーザーに許可するために Apple Distribution International Ltd. (所在地：Hollyhill Industrial Estate, Hollyhill, Cork, Republic of Ireland) を指名している場合：

Apple Distribution International Ltd. が、デベロッパへの送金に対する、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、その他の類似する税金または賦課金の適用を受ける場合、デベロッパは、そうした税金または賦課金の全額に単独の責任を負うことを認めるものとします。疑義を避けるために明記すると、デベロッパが Apple Distribution International Ltd. に発行する請求書は、前記の付加価値税もしくはその他の税金または課徴金を含み、実際にデベロッパに支払うべき金額に制限されます。デベロッパは、売上税、使用税、物品サービス税、付加価値税、その他の税金または賦課金、ならびにそれらに関する罰金および／または利息の過少納付に対するあらゆる税務当局からの一切の請求について、Apple を補償し、損害を被らせないものとします。

添付書類 D

デベロッパのエンドユーザー使用許諾契約の最低条件に関する指示事項

- 1. 了解事項:** デベロッパおよびエンドユーザーは、エンドユーザー使用許諾契約がデベロッパとエンドユーザーとの間でのみ締結されたものであり、Apple との間で締結したものでないことを了解するものとし、デベロッパのみが、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションならびにそれらのコンテンツに関して全責任を負うことを了解するものとします。エンドユーザー使用許諾契約は、本契約の発効日現在（デベロッパが閲覧する機会を与えられたことを確認した日）の、Apple メディアサービス利用規約またはポリシーコンテンツ規約で定めるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関する利用条件と矛盾する条件を定めるものであってはならないものとします。
- 2. ライセンスの範囲:** ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関してエンドユーザーに付与される各ライセンスは、エンドユーザーが所有または管理する、あらゆる Apple ブランド製品上でライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションを使用するための、譲渡不能のライセンスでなければならず、かつ、当該ライセンスアプリケーションが、ファミリー共有、一括購入、または故人アカウント管理連絡先を使った購入者に関連付けられたほかのアカウントによってアクセスおよび使用される場合を除き、Apple メディアサービス利用規約で定める利用条件で許可されたとおりに制限されていなければならないものとします。デベロッパは、特定の Apple ライセンスソフトウェアに関する場合のみ、エンドユーザー使用許諾契約において、カスタム App の配信の顧客が、デベロッパの無償カスタムアプリケーションの単一のライセンスを複数のエンドユーザーに配布することを承認する必要があります。
- 3. メンテナンスおよびサポート:** デベロッパは、エンドユーザー使用許諾契約または適用法令に基づくライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションのメンテナンスおよびサポートに関して、単独で責任を負うものとします。デベロッパおよびエンドユーザーは、Apple が、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関していかなるメンテナンスおよびサポートサービスも提供する義務を一切負わないことを認めるものとします。
- 4. 保証:** デベロッパは、製品に対するあらゆる保証について、明示または法律に基づく黙示の保証のいずれであるかに関わらず、免責が有効になされているものを除いて、単独で責任を負うものとします。エンドユーザー使用許諾契約には、ライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションが適用される保証事項を満たしていない場合、エンドユーザーは Apple にその旨を通知し、Apple は当該エンドユーザーに対して当該アプリケーションの購入代金を払い戻す旨を規定するものとします。また、適用法令で許容される限り、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関して、Apple は、一切保証責任を負わないものとし、保証条項を満たさないことにより発生する損害賠償請求、損害、債務、費用、支出等に対してはすべて、デベロッパが単独で責任を負うものとします。
- 5. 製品に関する申し立て:** デベロッパおよびエンドユーザーは、ライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーション、またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションの保有および／もしくは使用に関連するエンドユーザーまたは第三者からの申し立て（(i) 製造物責任に関する申し立て、(ii) ライセンスアプリケーションまたはカスタムアプリケーションが適用のある法規制上の要求を満たしていないことに対する申し立て、ならびに、(iii) 消費者保護法、プライバシー法、または類似の法令（デベロッパのライセンスアプリケーションでの HealthKit および HomeKit フレームワークの使用に関連するものを含みます）に基づき発生する申し立てを含みますがこれらに限定されません）に対処する責任をデベロッパが負担し、Apple は一切の責任を負わないことを認めるものとします。エンドユーザー使用許諾契約は、適用法令が許容する範囲を超えて、エンドユーザーに関するデベロッパの責任を制限できないものとします。
- 6. 知的財産権:** デベロッパおよびエンドユーザーは、ライセンスアプリケーションもしくはカスタムアプリケーション、またはエンドユーザーによるライセンスアプリケーションもしくはカスタムアプリケーションの保有および使用が、第三者の知的財産権を侵害するとの第三者による申し立てがあった場合、Apple ではなくデベロッパが、当該知的財産権の侵害に対する申し立てに関する調査、反論、和解、および補償について、単独で責任を負うことを認めるものとします。
- 7. 法令遵守:** エンドユーザーは、(i) 自身の所在地域が、米国政府の禁輸措置の適用を受けている地域または米国政府により「テロ支援」地域に指定されている地域ではないこと、および (ii) エンドユーザーが禁輸または輸出制限の対象者として米国政府が指定した者でないことを宣言し、かつ保証しなければならないものとします。

8. デベロッパの名前および住所:デベロッパは、エンドユーザー使用許諾契約に、デベロッパの名称、住所、およびエンドユーザーがライセンスアプリケーションおよびカスタムアプリケーションに関して質問、苦情、または申し立てを行う窓口となる連絡先情報(電話番号や電子メールアドレスなど)を記載するものとします。

9. 第三者の契約条件:デベロッパは、デベロッパのアプリケーションを使用する際、エンドユーザーが、適用のある第三者の契約条件を遵守しなければならないことについて、例えば、デベロッパが VoIP アプリを保有する場合に、エンドユーザーが、デベロッパのアプリケーションを使用する際、ワイヤレスデータサービス契約に違反してはならないことなどについて、エンドユーザー使用許諾契約に記載するものとします。

10. 第三者受益者:デベロッパおよびエンドユーザーは、Apple および Apple の子会社が、エンドユーザー使用許諾契約の第三者受益者であること、かつ、エンドユーザーがエンドユーザー使用許諾契約の条件を一度承認すると、Apple は、その第三者受益者として、エンドユーザー使用許諾契約をエンドユーザーに対して行使する権利を獲得し、かつ、当該権利を Apple が引き受けたものとみなすことを認め、これに同意するものとします。

添付書類 E

App Store 追加規約

1. **App Store での見つけやすさ：** App Store におけるデベロッパのライセンスアプリケーションの見つけやすさは、複数の要素に依存しており、Apple は、App Store 内で特定の方法または順序でデベロッパのライセンスアプリケーションを表示する、取り上げる、またはランク付けする義務を負いません。

(a) アプリランキングおよび見つけやすさに使用される主なパラメータは、テキストの関連性です。例えば、正確なタイトル、関連するキーワード、またはメタデータの追加、ライセンスアプリケーション内での説明的なカテゴリの選択、評価、およびレビューならびにアプリのダウンロードの数と質に関する顧客の行動、App Store 内でのローンチの日付 (関連する検索のために考慮される場合があります)、Apple が公表したいいずれかのルールにデベロッパが違反したことがあるか、などが考慮されます。これらの主なパラメータにより、お客様の検索クエリに最も関連性の高い結果が返されます。

(b) App Store 内で取り上げるアプリについて検討する際、Apple のエディターはすべてのカテゴリから、特に新しいアプリおよび大幅にアップデートされたアプリに注目し、質の高いアプリを探します。Apple のエディターが考慮する主なパラメータは、UI デザイン、ユーザー体験、革新性と独自性、ローカリゼーション、アクセシビリティ、App Store 製品ページのスクリーンショット、アプリのプレビューおよび説明です。さらにゲームの場合、ゲームプレイ、グラフィックスとパフォーマンス、オーディオ、物語とストーリーの深さ、リプレイ機能、およびゲームプレイコントロールも考慮します。これらの主なパラメータを通じて、質が高く設計に優れた革新的なアプリが示されます。

(c) デベロッパが App Store 上でのデベロッパのアプリに対する有料プロモーションのために Apple サービスを利用する場合、デベロッパのアプリは、検索結果ページ上のプロモーションエリアに表示され、広告コンテンツとして示されることがあります。

アプリの見つけやすさに関して詳しくは、<https://developer.apple.com/jp/app-store/discoverability/>をご参照ください。

2. App Store データへのアクセス

デベロッパは、App アナリティクス、「売上とトレンド」および「支払と財務報告」レポートを使用することにより、App Store Connect 内でデベロッパのライセンスアプリケーションの財務パフォーマンスおよびユーザーエンゲージメントに関するデータにアクセスすることができます。具体的には、デベロッパは、個々のアプリの販売およびアプリ内課金 (サブスクリプションを含む) に関するデベロッパのライセンスアプリケーションの財務結果のすべてを「売上とトレンド」レポートで取得することや、「財務報告」レポートからデータをダウンロードすることができます。また、デベロッパは個人を特定できないデータについて、App アナリティクスを閲覧し、デベロッパのライセンスアプリケーションに顧客がどのように関心を寄せているかを把握することができます。詳しくは、<https://developer.apple.com/jp/app-store/measuring-app-performance/>をご参照ください。App アナリティクスのデータは、Apple の顧客の同意がある場合にのみ提供されます。詳しくは、<https://developer.apple.com/jp/app-store-connect/analytics/>をご参照ください。Apple は、他のデベロッパによる App Store の使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスをデベロッパに提供することはありません。また Apple は、デベロッパの App Store の使用によって提供または作成された個人データまたはその他のデータへのアクセスを他のデベロッパに提供することはありません。そのようなデータ共有は、Apple のプライバシーポリシーおよび Apple による当該データの取り扱い方法に対する Apple の顧客の期待に反する可能性があります。デベロッパが顧客から直接情報を求めることができるのは、当該情報が適法な方法で収集され、かつ、デベロッパが App Review ガイドラインに従っている場合に限りです。

Apple は、Apple のプライバシーポリシーにおいて概説されている通りに個人情報および非個人情報を取り扱います。デベロッパおよび顧客のデータへの Apple のアクセスおよび関連するプラクティスについての情報は、<https://www.apple.com/legal/privacy/data/ja/app-store/>の「App Store とプライバシー」をご参照ください。Apple は、Apple と連携して Apple 製品およびサービスを提供する、Apple の顧客への販売を支援する、Apple に代わり広告を販売して App Store および Apple News and Stocks において表示する戦略パートナーに非個人情報を提供場合があります。そうしたパートナーは、当該情報を保護する義務を負い、Apple がビジネスを展開する場所であればどこでも存在する可能性があります。

3. P2B および DSA の規則に従った救済オプション

デジタルサービスのための単一市場に関する 2022 年 10 月 19 日の欧州議会・理事会規則(EU) 2022/2065 および指令 2000/31/EC の改正(デジタルサービス法(DSA))の対象となる、欧州連合で事業を設立したデベロッパ、および欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパに対して用意されている、Apple がデベロッパに対して行った措置(デベロッパアカウントの停止や App Store からのアプリの削除など)に関連して利用可能な救済オプションに関する詳しい情報は、apple.com/legal/dsa/redress-options で確認できます。

「オンライン仲介サービスのビジネスユーザーにとっての公正性・透明性の促進に関する欧州議会および理事会規則」など、platform-to-business 規制(以下、「P2B 規則」といいます)の対象となる地域において事業を設立したデベロッパ、および当該地域に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパは、そうした P2B 規則に従い、次の問題に関して、<https://developer.apple.com/contact/p2b/>から苦情を提出することができます(a)デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、P2B 規則に定められた義務を Apple が遵守していない疑いがある、(b)デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼす、App Store 上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する技術的な問題、または(c)デベロッパが事業を設立した地域でデベロッパに影響を及ぼし、App Store 上のデベロッパのライセンスアプリケーションの配布に直接関連する、Apple が講じた措置または行為。Apple は当該苦情について検討および処理し、結果をデベロッパに伝えます。

欧州連合で事業を設立したデベロッパ、および欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパに対して、Apple は以下の仲裁委員会を指定します。Apple は当該仲裁委員会と共に、関連する App Store サービスの提供に関して生じた Apple とデベロッパとの間の紛争(Apple の苦情取り扱い制度によって解決できなかった苦情を含む)の法廷外の解決について、欧州連合において設立されたデベロッパおよび欧州連合に所在する顧客に商品またはサービスを提供するデベロッパと合意に達するべく努めます。

Centre for Effective Dispute Resolution
P2B Panel of Mediators
70 Fleet Street
London
EC4Y 1EU
United Kingdom
<https://www.cedr.com/p2bmediation/>